



質問

新型コロナウイルス感染症に対する管理会社としての対応について。

(相談概要)

居住者が新型コロナウイルス等感染症に感染した、という報告を管理会社が受けた場合は、個人情報保護法の観点から、どのような対応が求められますか。



回答

マンションは戸建とは異なる共同住宅という性質上、管理組合内で感染者が発生した際には、共用部分の消毒の必要性や二次感染の防止並びにプライバシーの観点から慎重な対応が求められ、取り扱いには十分な注意が必要となります。

個人情報保護委員会が設置している相談窓口への確認結果では「マンション管理業者が管理業務を受託している立場で知り得た管理組合内の情報は、管理組合は第三者には該当しないことから、本人の同意を得なくても理事長に対して情報を提供することはできる。」としていること、及びマンション標準管理委託契約書第12条（通知義務）の趣旨からも、マンション管理業者が管理組合内での感染者を覚知した際には、二次感染防止等の観点から管理組合にその事実を報告する必要があります。

しかし、マンション管理業者から報告を受けた管理組合の対応によっては、感染者及び家族に対する中傷等が生じトラブルに発展する可能性も否定できないことから、管理組合は感染者が発生した際には慎重な対応をするべきです。このため、マンション管理業者は予め理事長や理事会と確認を行ったうえで、「該当住戸が特定されないようにするなどプライバシー及び個人情報保護への十分な配慮」並びに「感染拡大防止」等に必要な助言を行うことが求められます。

マンション管理業協会「新型コロナウイルス等感染症ガイドライン」参照

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。